

志學館大学入試管理委員会規程

(設 置)

第1条 志學館大学に、志學館大学入試管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項についての基本方針を審議する。

- (1) 入学者選抜方法及び学生募集要項に関する事項
- (2) 入試日程に関する事項
- (3) 合格者の選考に関する事項
- (4) 入試実施に関する事項
- (5) 大学入試センター試験に関する事項
- (6) その他入試及び入学者選抜に関し必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各学部長
- (4) 研究科長
- (5) 図書館長
- (6) 学長補佐（学務担当及び入試広報担当）
- (7) 事務局長
- (8) 入試広報課長
- (9) その他学長が必要と認めた者

2 前項第9号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 欠員が生じたときに補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

4 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立する。

5 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

6 委員長が必要と認めたときは、関係の職員を出席させ意見を聴くことができる。

(事 務)

第5条 委員会の事務は、入試広報課で処理する。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

附 則

この規程は、平成11年4月5日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 志學館大学学生募集対策専門委員会規程（平成18年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月11日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年8月23日から施行する。